

エレコム株式会社 グリーン調達基準

2025 年 10 月 1 日 Ver.1.10

目次

1. 目的	3
2. 適用範囲.....	3
3. 用語の定義	3
4. 要求事項.....	4
5. 参考法規.....	4
6. お取引先様の取り組み状況確認.....	5
7. 提出書類.....	5
8. 認定方法.....	5
9. 変更管理連絡	6
10. 異常発生時、不適合発生時の対応	6
11. 管理対象物質リスト	6
12. 改訂履歴.....	15

1. 目的

本基準は、エレコム株式会社（以下、弊社という）が調達する製品、部品、部材、包装・梱包材料、副資材等に含有する化学物質について「管理対象」「情報伝達」「お取引先様への調査依頼」および「運用方法」を明確にし、法規制、顧客要求および業界標準を順守することを目的とします。

2. 適用範囲

弊社が調達する（弊社に納品いただく）下記の物品とします。

1. 納入頂く製品（取扱説明書等の印刷物及び包装材含む）
2. 製品を構成する部品、部材（電気・電子部品、機構部品、半導体デバイス、プリント配線板など）
3. 包装・梱包材料（段ボール、カートン等）
4. 付属品、サービスパーツおよび取扱説明書
5. 副資材（粘着テープ、はんだ材料、接着剤、塗料、ワニス、防錆油、グリス、含浸油等）
6. 上記以外で弊社が指定するもの

3. 用語の定義

「環境負荷物質」

人の健康や生態系に有害な影響を与えるおそれのある物質

「含有」

化学物質が、意図的かどうか関わらず（添加、混入、付着など）製品に残留していること

「均質材料」

異なる材料に機械的には分離できない材料

「管理対象物質」

環境負荷物質のうち、各法令にて禁止・制限されており管理が必要、あるいは弊社が独自に管理している化学物質で、「禁止物質」「制限物質」「管理物質」の3つに分類しているもの

「禁止物質」

国内外の法規で製造・使用が禁止され、いかなる用途においても意図的含有を禁ずる物質

「制限物質」

製品の用途、あるいは含有目的・部位、含有率によって制限を受ける物質

「環境マネジメントシステム」

環境負荷物質を管理出来る体制（ISO14001、自社基準など）

「サプライヤー」

お取引先様が製品の生産を行うに当たり、必要な部品、部材、包装・梱包材料、副資材等

を供給する外部の組織

「外注工場」

お取引様が販売する製品あるいは、その部品、部材の一部または全部の生産を委託している
外部の組織

4. 要求事項

お取引先様への要求事項

1. 環境マネジメントシステムの構築と運用
2. 環境関連法規・条約の遵守
3. 環境負荷物質の使用禁止物質・使用制限物質の管理
4. 当社管理対象物質のうち、「禁止物質」の使用禁止
5. サプライヤー・外注工場の環境負荷物質の使用状況管理
6. 当社による、サプライヤー・外注工場を含むお取引先様のマネジメントシステム運用監査
7. サーベイスシート・不使用保証書を含む当社要求の資料提出
8. 変更発生時の連絡管理
9. 環境不適合発生時の報告および改善の協力

5. 参考法規

日本国内における法規制

- ・化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律「第一種特定化学物質」
- ・労働安全衛生法「製造禁止物質」
- ・特定物質等の規制等によるオゾン層の保護に関する法律
- ・水銀による環境の汚染の防止に関する法律
- ・核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律
- ・放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律
- ・資源の有効な利用の促進に関する法律

日本以外の各国法規制・条約

- ・[EU] POPs 規則 (EC) No.850/2004
- ・[EU] RoHS 指令 2011/65/EU
- ・[EU] REACH 規則 (EC) No.1907/2006 附属書 XVII「制限物質」
- ・[EU] REACH 規則 (EC) No.1907/2006「認可対象候補物質 (SVHC)」
- ・[EU] 包装および包装廃棄物に関する欧州議会・理事会指令 94/62/EC
- ・[EU] 電池指令 2006/66/EC

- ・[米国] 有害物質規制法（TSCA）
- ・[米国カリフォルニア州] 1986 年安全飲料水および有害物質施行法（プロポジション 65）
- ・（条約）残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約
- ・（条約）オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書

6. お取引先様の取り組み状況確認

グリーン調達に関する取り組みに関する定期確認（2 段階）

- ・サーベイ（1 段階：全てのお取引先様）

『サーベシート（お取引先様向け/外注管理向け）』への回答をお願い致します。

サーベシートにてお取引先様、およびお取引先様のサプライヤー・外注工程について環境負荷物質の管理体制等を確認致します。

サーベイ時に、マニュアル・規定・記録の確認・提出をお願いする場合があります。

サーベイ結果、各種法規改正などによりお取引先様に改善要求を行う場合があります。

必要に応じて、実地監査（サプライヤー・外注工場合含む）を行います。

- ・実地監査（2 段階：必要に応じて実施）

サーベイの結果に基づき、必要に応じて環境負荷物質の管理体制を実地監査致します。

実地監査では、管理マニュアル、運用状況、外注管理状況、生産工程等について、弊社社員（グループ会社、委託会社含む）が訪問・オンライン（Webex など）にて確認を行います。

実地監査の結果に基づき、改善要求を行う場合があります。

実地監査を行う際には、別途ご連絡致します。

7. 提出書類

- ・サーベシート（お取引先様向け/外注管理向け）
- ・不使用保証書
- ・chemSHERPA ※弊社より要求が有る場合
- ・成分表 ※弊社より要求が有る場合
- ・部品測定レポート（最新）※弊社より要求が有る場合

8. 認定方法

サーベシートを提出頂き、調査内容の判定及び不使用保証書の取り交わしを頂く事で、お取引先様の環境負荷物質の管理体制を評価致します。

定期的にサーベイ及び実地監査を実施することにより、管理体制の向上を目指します。

サンプル測定

必要に応じて、量産品相当のサンプルを測定し管理対象物質の有無を確認致します。

測定用のサンプルについては、お取引先様においては提出のご協力をお願い致します。

※測定結果にて、禁止物質含有が判明した場合、改善依頼を実施致します。

9. 変更管理連絡

変更が発生する場合は、事前に連絡の上、弊社の承認を得るものとします。

生産場所（外注工程含む）変更にあたっては、臨時にサーベイおよび実地監査を行います。

部品の変更が発生する場合は、臨時サーベイの他サンプル測定を実施する場合があります。

10. 異常発生時、不適合発生時の対応

お取引先様にて禁止物質の含有を確認した場合は、速やかに弊社担当者へご報告をいただき、弊社担当者からの指示に従うよう、ご協力をお願い致します。

市場での含有及びサンプル測定にて弊社の管理対象物質の存在が判明した場合は、弊社からお取引先様へ連絡を行いますので、混入原因の究明および、対策と在庫品の処置・対応についてご協力をお願い致します。

11. 管理対象物質リスト

●禁止物質（No.P001～P051）

No.	物質 / 物質群	CAS RN	主な法的要件、規制
P001	ポリ塩化ビフェニル(PCB)及び特定代替品	1336-36-3 and others	[日本] 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律 [米国] 有害物質規制法 (TSCA) [EU] POPs 規則 (EC) No.850/2004 (EC)
P002	ポリ塩化ナフタレン(PCN)	70776-03-3 and others	[日本] 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律 [EU] POPs 規則 (EC) No.850/2004
P003	ヘキサクロロベンゼン	118-74-1	[日本] 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律 [EU] POPs 規則 (EC) No.850/2004
P004	1,2,3,4,10,10-ヘキサクロロ- 1,4,4a,5,8,8a-ヘキサヒドロ-エキソ- 1,4-エンド-5,8-ジメタナフタレン (別 名アルドリン)	309-00-2	[日本] 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律 [EU] POPs 規則 (EC) No.850/2004

P005	1,2,3,4,10,10-ヘキサクロロ-6,7-エ ポキシ-1,4,4a,5,6,7,8,8a-オクタヒド ロ-エキソ-1,4-エンド-5,8-ジメタナフタ レン (別名ディルドリン)	60-57-1	[日本] 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律 [EU] POPs 規則 (EC) No.850/2004
P006	1,2,3,4,10,10-ヘキサクロロ-6,7-エ ポキシ-1,4,4a,5,6,7,8,8a-オクタヒド ロ-エンド-1,4-エンド-5,8-ジメタナフタ レン (別名エンドリン)	72-20-8	[日本] 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律 [EU] POPs 規則 (EC) No.850/2004
P007	1,1,1-トリクロロ-2,2-ビス (4-クロロフ ェニル) エタン (別名 DDT)	50-29-3	[日本] 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律 [EU] POPs 規則 (EC) No.850/2004
P008	1,2,4,5,6,7,8,8-オクタクロロ- 2,3,3a,4,7,7a-ヘキサヒドロ-4, 7-メ タノ-1H-インデン、 1,4,5,6,7,8,8- ヘプタクロロ-3a,4,7,7a-テトラヒドロ- 4,7-メタノ-1H-インデン及びこれらの類 縁化合物の混合物 (別名クロルデン又 はヘプタクロル)	57-74-9 76-44-8 and others	[日本] 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律 [EU] POPs 規則 (EC) No.850/2004
P009	ビス (トリブチルスズ) = オキシド	56-35-9	[日本] 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律
P010	N,N'-ジトリル-パラ-フェニレンジアミン、 N-トリル-N'-キシリル-パラ-フェニレンジ アミン又は N,N'-ジキシリル-パラ-フェニ レンジアミン	27417-40-9 and others	[日本] 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律
P011	2,4,6-トリ-tert-ブチルフェノール	732-26-3	[日本] 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律 [米国] 有害物質規制法 (TSCA)
P012	ポリクロロ-2,2-ジメチル-3-メチリデン シクロ[2.2.1]ヘプタン (別名トキサフェ ン)	8001-35-2	[日本] 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律 [EU] POPs 規則 (EC) No.850/2004
P013	ドデカクロロペンタシクロ [5.3.0.0(2,6).0(3,9).0(4,8)]デカ ン (別名マイレックス)	2385-85-5	[日本] 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律 [EU] POPs 規則 (EC) No.850/2004
P014	2,2,2-トリクロロ-1-(2-クロロフェニル)- 1-(4-クロロフェニル)エタノール又は 2,2,2-トリクロロ-1,1-ビス(4-クロロフェ ニル)エタノール (別名ケルセン又はジコ ホル)	10606-46-9 115-32-2	[日本] 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律 [EU] POPs 規則 (EC) No.850/2004

P015	ヘキサクロロブタジエン; ヘキサクロロブター 1,3-ジエン	87-68-3	[日本] 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律 [米国] 有害物質規制法 (TSCA) [EU] POPs 規則 (EC) No.850/2004
P016	2-(2H-1,2,3-ベンゾトリアゾール-2- yl)-4,6-ジ-tert-ブチルフェノール	3846-71-7	[日本] 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律
P017	ペルフルオロ(オクタン-1-スルホン酸) (別名 PFOS) 又はその塩 ; ペルフルオロオクタンスルホン酸およびそ の誘導体 (PFOS)	1763-23-1 and others	[日本] 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律 [EU] POPs 規則 (EC) No.850/2004
P018	ペルフルオロ(オクタン-1-スルホニル)=フ ルオリド (別名 PFOSF)	307-35-7	[日本] 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律
P019	ペンタクロロベンゼン	608-93-5	[日本] 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律 [EU] POPs 規則 (EC) No.850/2004
P020	ヘキサクロロシクロヘキサン (リンデンを含 む)	319-84-6 and others	[日本] 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律 [EU] POPs 規則 (EC) No.850/2004
P021	デカクロロペンタシクロ [5.3.0.0(2,6).0(3,9).0(4,8)]デカ ン-5-オン (別名クロルデコン)	143-50-0	[日本] 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律 [EU] POPs 規則 (EC) No.850/2004
P022	ヘキサブロモフェニル	36355-01-8 and others	[日本] 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律 [EU] POPs 規則 (EC) No.850/2004
P023	テトラブロモ (フェノキシベンゼン) (別名テトラブロモジフェニルエーテル)	40088-47-9 and others	[日本] 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律 [EU] POPs 規則 (EC) No.850/2004
P024	ペンタブロモ(フェノキシベンゼン) (別名ペンタブロモジフェニルエーテル)	32534-81-9 and others	[日本] 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律 [EU] POPs 規則 (EC) No.850/2004
P025	ヘキサブロモ (フェノキシベンゼン) (別名ヘキサブロモジフェニルエーテル)	36483-60-0 and others	[日本] 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律 [EU] POPs 規則 (EC) No.850/2004
P026	ヘプタブロモ (フェノキシベンゼン) (別名ヘプタブロモジフェニルエーテル)	68928-80-3 and others	[日本] 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律 [EU] POPs 規則 (EC) No.850/2004
P027	6,7,8,9,10,10-ヘキサクロロ- 1,5,5a,6,9,9a-ヘキサヒドロ-6,9-メタ ノ-2,4,3-ベンゾジオキサチエピン=3-オ キシド (別名エンドスルファン又はベンゾ エピン)	115-29-7 and others	[日本] 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律 [EU] POPs 規則 (EC) No.850/2004
P028	ヘキサブロモシクロドデカン	25637-99-4 and others	[日本] 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律 [EU] POPs 規則 (EC) No.850/2004

P029	ペンタクロロフェノール、その塩及びエステル類	87-86-5 and others	[日本] 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律 [EU] POPs 規則 (EC) No.850/2004
P030	短鎖塩素化パラフィン (SCCP)	85535-84-8 and others	[日本] 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律 [EU] POPs 規則 (EC) No.850/2004
P031	1,1'-オキシビス (2,3,4,5,6-ペンタブ ロモベンゼン) (別名デカブロモジフェニルエーテル)	1163-19-5	[日本] 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律 [米国] 有害物質規制法 (TSCA) [EU] POPs 規則 (EC) No.850/2004 (EC)
P032	ペルフルオロオクタン酸 (PFOA) とその 塩及び PFOA 関連物質	335-67-1 and others	[日本] 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律 [EU] POPs 規則 (EC) No.850/2004
P033	ベンジジン及びその塩	92-87-5 and others	[日本] 労働安全衛生法 [EU] REACH 規則 (EC) No.1907/2006 附属書 XVII
P034	4-アミノジフェニル及びその塩	92-67-1 and others	[日本] 労働安全衛生法 [EU] REACH 規則 (EC) No.1907/2006 附属書 XVII
P035	アスベスト繊維 / アスベスト	1332-21-4 and others	[日本] 労働安全衛生法 [米国] 有害物質規制法 (TSCA) [EU] REACH 規則 (EC) No.1907/2006 附属書 XVII
P036	4-ニトロジフェニル及びその塩	92-93-3 and others	[日本] 労働安全衛生法 [EU] REACH 規則 (EC) No.1907/2006 附属書 XVII
P037	ビス(クロロメチル)エーテル	542-88-1	[日本] 労働安全衛生法
P038	β-ナフチルアミン及びその塩 ; 2-ナフチルアミンとその塩	91-59-8 and others	[日本] 労働安全衛生法 [EU] REACH 規則 (EC) No.1907/2006 附属書 XVII
P039	オゾン層破壊物質 (CFC、Halon、 HBFC、HCFC、その他)	-	[日本] 特定物質等の規制等によるオゾン層の保護に関す る法律 (条約) オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議 定書
P040	イソプロピル化フェノール=ホスファート (3:1)	68937-41-7	[米国] 有害物質規制法 (TSCA)
P041	ペルフルオロヘキサンスルホン酸 (PFHxS) とその塩及び PFHxS 関連 物質	-	(条約) 残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約

P042	フッ素系温室効果ガス (PFC, SF6, HFC)	-	〔日本〕 特定物質等の規制等によるオゾン層の保護に関する法律 (条約) オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書
P043	放射性物質	-	〔日本〕 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律 〔日本〕 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律
P044	三置換有機スズ化合物	-	〔日本〕 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律 〔EU〕 REACH 規則 (EC) No.1907/2006 附属書 XVII
P045	パーフルオロアルキル化合物及びポリフルオロアルキル化合物	-	〔EU〕 POPs 規則 (EC) No.850/2004 (EC)
P046	デクロランプラス	13560-89-9 135821-03-3 135821-74-8	(条約) 残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約 〔日本〕 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律
P047	UV-328	25973-55-1	(条約) 残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約 〔日本〕 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律
P048	メトキシクロル	72-43-5	(条約) 残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約 〔日本〕 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律
P049	クロルピリホス	2921-88-2	(条約) 残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約
P050	中鎖塩素化パラフィン (MCCP) (炭素数 14～17 までのものであって塩素の含有量が全重量の 45%以上であるもの)	-	(条約) 残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約
P051	長鎖ペルフルオロカルボン酸 (LC-PFCA) とその塩及び LC-PFCA 関連物質 (炭素数 9～21 までのもの)	-	(条約) 残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約

●制限物質 (No.R001～R055)

No.	物質 / 物質群	CAS RN	主な法的要件、規制
R001	〔EU〕 REACH 規則 認可対象候補物質	-	〔EU〕 REACH 規則 認可対象候補物質

R002	鉛及びその化合物	-	〔日本〕 資源の有効な利用の促進に関する法律 〔EU〕 REACH 規則 (EC) No.1907/2006 附属書 XVII 〔EU〕 包装および包装廃棄物に関する 1994 年 12 月 20 日付欧州議会・理事会指令 94/62/EC 〔EU〕 RoHS 指令 2011/65/EU およびその改正案 〔EU〕 電池指令 2006/66/EC 〔米国カリフォルニア州〕 1986 年安全飲料水および有害物質施行法（プロポジション 65）
R003	水銀及びその化合物	-	〔日本〕 水銀による環境の汚染の防止に関する法律 〔日本〕 資源の有効な利用の促進に関する法律 〔EU〕 RoHS 指令 2011/65/EU およびその改正案 〔EU〕 REACH 規則 (EC) No.1907/2006 附属書 XVII 〔EU〕 電池指令 2006/66/EC 〔EU〕 包装および包装廃棄物に関する 1994 年 12 月 20 日付欧州議会・理事会指令 94/62/EC
R004	カドミウム及びその化合物	-	〔日本〕 資源の有効な利用の促進に関する法律 〔EU〕 RoHS 指令 2011/65/EU およびその改正案 〔EU〕 REACH 規則 (EC) No.1907/2006 附属書 XVII 〔EU〕 電池指令 2006/66/EC 〔EU〕 包装および包装廃棄物に関する 1994 年 12 月 20 日付欧州議会・理事会指令 94/62/EC
R005	六価クロム化合物	-	〔EU〕 REACH 規則 (EC) No.1907/2006 附属書 XVII 〔日本〕 資源の有効な利用の促進に関する法律 〔EU〕 RoHS 指令 2011/65/EU およびその改正案 〔EU〕 包装および包装廃棄物に関する 1994 年 12 月 20 日付欧州議会・理事会指令 94/62/EC
R006	ポリブロモビフェニル(PBB)類	-	〔日本〕 資源の有効な利用の促進に関する法律 〔EU〕 RoHS 指令 2011/65/EU およびその改正案 〔EU〕 REACH 規則 (EC) No.1907/2006 附属書 XVII

R007	ポリブロモフェニルエーテル(PBDE)類	-	[日本] 資源の有効な利用の促進に関する法律 [日本] 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律 [EU] RoHS 指令 2011/65/EU およびその改正案
R008	フタル酸ビス(2-エチルヘキシル) (DEHP); ビス(2-エチルヘキサン-1-イル)=フタレート	117-81-7	[EU] RoHS 指令 2011/65/EU およびその改正案 [EU] REACH 規則 (EC) No.1907/2006 附属書 XVII
R009	フタル酸ブチルベンジル (BBP); ブチルベンジルフタレート	85-68-7	[EU] RoHS 指令 2011/65/EU およびその改正案 [EU] REACH 規則 (EC) No.1907/2006 附属書 XVII
R010	フタル酸ジブチル (DBP)	84-74-2	[EU] RoHS 指令 2011/65/EU およびその改正案 [EU] REACH 規則 (EC) No.1907/2006 附属書 XVII
R011	フタル酸ジイソブチル (DIBP)	84-69-5	[EU] RoHS 指令 2011/65/EU およびその改正案 [EU] REACH 規則 (EC) No.1907/2006 附属書 XVII
R012	特定の芳香族アミンを生成するアゾ染料およびアゾ顔料	-	[EU] REACH 規則 (EC) No.1907/2006 附属書 XVII
R013	酸化ベリリウム	1304-56-9	[EU] REACH 規則 (EC) No.1907/2006 附属書 XVII
R014	ジブチルスズ化合物(DBT)	-	[EU] REACH 規則 (EC) No.1907/2006 附属書 XVII
R015	ジオクチルスズ化合物(DOT)	-	[EU] REACH 規則 (EC) No.1907/2006 附属書 XVII
R016	ジメチル=フマレート	624-49-7	[EU] REACH 規則 (EC) No.1907/2006 附属書 XVII
R017	ホルムアルデヒド	50-00-0	[EU] REACH 規則 (EC) No.1907/2006 附属書 XVII
R018	ニッケル及びその化合物	-	[EU] REACH 規則 (EC) No.1907/2006 附属書 XVII
R019	過塩素酸塩	-	[EU] REACH 規則 (EC) No.1907/2006 附属書 XVII
R020	フタル酸ジイソデシル (DIDP)	26761-40-0 68515-49-1	[EU] REACH 規則 (EC) No.1907/2006 附属書 XVII [米国カリフォルニア州] 1986 年安全飲料水および有害物質施行法 (プロポジション 65)

R021	フタル酸ジイソノル (DINP)	28553-12-0 68515-48-0	[EU] REACH 規則 (EC) No.1907/2006 附属書 XVII [米国カリフォルニア州] 1986 年安全飲料水および有害 物質施行法 (プロポジション 65)
R022	フタル酸ジ-n-オクチル (DNOP)	117-84-0	[EU] REACH 規則 (EC) No.1907/2006 附属書 XVII
R023	塩素化テルフェニル	61788-33-8 and others	[EU] REACH 規則 (EC) No.1907/2006 附属書 XVII
R024	多環芳香族炭化水素 (PAH)	-	[EU] REACH 規則 (EC) No.1907/2006 附属書 XVII
R025	C9-C14 PFCAs およびその塩類	-	[EU] REACH 規則 (EC) No.1907/2006 附属書 XVII
R026	C9-C14 PFCA 関連物質	-	[EU] REACH 規則 (EC) No.1907/2006 附属書 XVII
R027	2,3,4,5,6-ペンタクロロベンゼンチオール	133-49-3	[米国] 有害物質規制法 (TSCA)
R028	クロロエチレン	75-01-4	[EU] REACH 規則 (EC) No.1907/2006 附属書 XVII
R029	トリス(2,3-ジプロモプロパン-1-イル)=ホ スファート	126-72-7	[EU] REACH 規則 (EC) No.1907/2006 附属書 XVII
R030	ベンゼン	71-43-2	[EU] REACH 規則 (EC) No.1907/2006 附属書 XVII
R031	トリス(アジリジン-1-イル)ホスファン=オキ シド	545-55-1	[EU] REACH 規則 (EC) No.1907/2006 附属書 XVII
R032	炭酸鉛	-	[EU] REACH 規則 (EC) No.1907/2006 附属書 XVII
R033	硫酸鉛	-	[EU] REACH 規則 (EC) No.1907/2006 附属書 XVII
R034	ジブチルスズホウ酸塩	75113-37-0	[EU] REACH 規則 (EC) No.1907/2006 附属書 XVII
R035	クロロホルム	67-66-3	[EU] REACH 規則 (EC) No.1907/2006 附属書 XVII
R036	1,1,2-トリクロロエタン	79-00-5	[EU] REACH 規則 (EC) No.1907/2006 附属書 XVII
R037	1,1,2,2-テトラクロロエタン	79-34-5	[EU] REACH 規則 (EC) No.1907/2006 附属書 XVII

R038	1,1,1,2-テトラクロロエタン	630-20-6	[EU] REACH 規則 (EC) No.1907/2006 附属書 XVII
R039	1,1-ジクロロエチレン	75-35-4	[EU] REACH 規則 (EC) No.1907/2006 附属書 XVII
R040	ペルクロロエタン	67-72-1	[EU] REACH 規則 (EC) No.1907/2006 附属書 XVII
R041	ペンタクロロエタン	76-01-7	[EU] REACH 規則 (EC) No.1907/2006 附属書 XVII
R042	フェノキシベンゼンのオクタブロモ誘導体	32536-52-0	[EU] REACH 規則 (EC) No.1907/2006 附属書 XVII
R043	ノニルフェノール=エトキシレート	-	[EU] REACH 規則 (EC) No.1907/2006 附属書 XVII
R044	トルエン	108-88-3	[EU] REACH 規則 (EC) No.1907/2006 附属書 XVII
R045	1,2,4-トリクロロベンゼン	120-82-1	[EU] REACH 規則 (EC) No.1907/2006 附属書 XVII
R046	2-(2-メトキシエトキシ)エタノール	111-77-3	[EU] REACH 規則 (EC) No.1907/2006 附属書 XVII
R047	2-(2-ブトキシエトキシ)エタノール	112-34-5	[EU] REACH 規則 (EC) No.1907/2006 附属書 XVII
R048	シクロヘキサン	110-82-7	[EU] REACH 規則 (EC) No.1907/2006 附属書 XVII
R049	ジクロロメタン	75-09-2	[EU] REACH 規則 (EC) No.1907/2006 附属書 XVII
R050	フェニル水銀化合物	-	[EU] REACH 規則 (EC) No.1907/2006 附属書 XVII
R051	赤リン	7723-14-0	エレコム独自管理物質
R052	合成ポリマー微粒子	-	[EU] REACH 規則 (EC) No.1907/2006 附属書 XVII
R053	ウンデカフルオロヘキサン酸 (PFHxA)、その塩及び関連物質	-	[EU] REACH 規則 (EC) No.1907/2006 附属書 XVII
R054	N,N-ジメチルアセトアミド (DMAC)	127-19-5	[EU] REACH 規則 (EC) No.1907/2006 附属書 XVII
R055	1-エチルピロリジン-2-オン (NEP)	2687-91-4	[EU] REACH 規則 (EC) No.1907/2006 附属書 XVII

12. 改訂履歴

[illegible]